

「無罪の推定」という考え方を知っていますか。罪を犯したと疑われても、裁判によって有罪を言い渡されるまでは、その人を罪人として扱ってはならない、という憲法で認められたルールです。しかし、我が国では、この原則はほとんど有名無実となっており、いったん逮捕されてしまうと、最長で23日間も留置場などに入れられ、自白を迫られ、警察やマスコミから裁判前であるのに、犯罪者のように扱われることがあります。

自分や家族には縁遠いこと、とお考えかもしれませんが、交通事故などでも逮捕されることはありえますし、痴漢冤罪などで、長い間戦わざるをえなかった人もいます。ここでは、逮捕された後の流れ、取調べを受ける際の心構え、弁護士に依頼する場合に知っておきたいこと等について、解説しているサイトを紹介します。

1 逮捕された後の流れ

逮捕後、裁判にかけられることになれば、拘置所というところに身柄を移されて、裁判が終わるまで出してもらえない場合もあります。これでは「無罪推定」などといっても、家庭も仕事もめちゃくちゃになってしまいます。でも、これが日本の刑事手続の現実です。

CASE 逮捕後の流れを知る

もし、あなたや、親族、知人が逮捕されたら…

http://www.osakaben.or.jp/web/05_consult/01/09.php (管理者：大阪弁護士会)

このサイトでは、逮捕されてから判決が言い渡されるまでの流れを説明しています。また、逮捕後の留置場（拘置所）での生活について、食事や医療、差入れ等についても解説しており役立ちます。

少年事件の流れ

<http://www.police.pref.miyagi.jp/hp/syonen/genjou/nagare/nagare.htm> (管理者：宮城県警察)

逮捕されたのが少年（20歳未満）の場合は、刑罰を科す手続と、少年を保護する家庭裁判所の手続が錯綜して、成人の場合の手続よりも複雑になります。処分が決まる前に鑑別所などに送られることによって、より長い間、身柄を拘束されることもあります。このサイトでは、少年事件の手続についてフローチャートを使って説明しています。少年は、心が未発達ですから、成人よりも手厚い対応をしてあげるべきケースが多いものです。

裁判手続 刑事事件 Q&A

http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_keizi/index.html (管理者：裁判所)

ある町で起きた傷害事件を事例として、捜査の始まりから、逮捕、勾留、起訴、保釈、裁判の手続などを、順を追